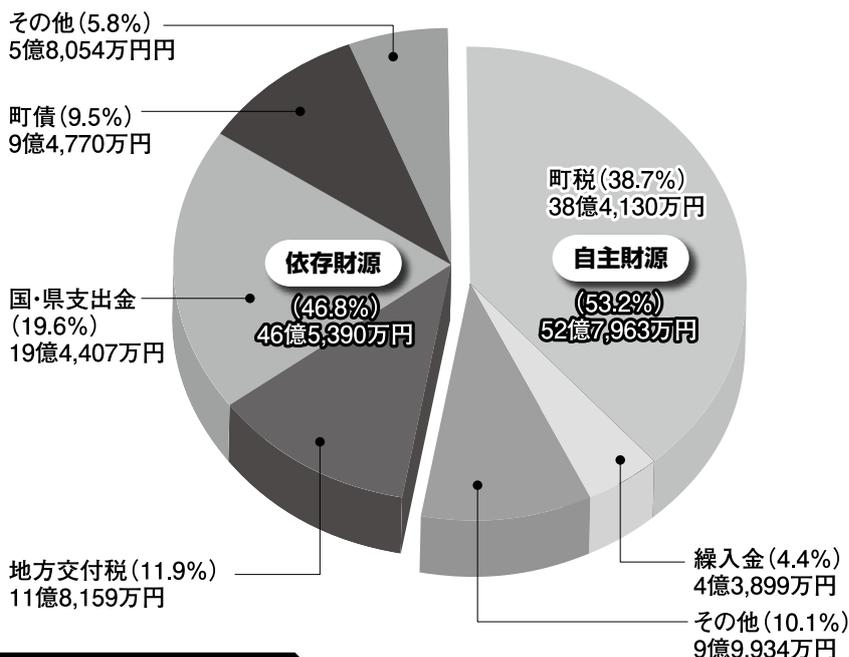


一般会計歳入の内訳

歳入総額 99億3,353万円



歳入の特徴

歳入決算額は前年度（107億1,350万円）に比べ7.3%の減となりました。景気高揚に対する意識は薄い現状が伺える中、法人町民税、固定資産税の家屋分および償却資産分について増収となりました。一方、固定資産税の土地分およびたばこ税については減収となりましたが、町税全体では0.9%の増収となりました。また、税制改正の影響により配当割交付金、地方消費税交付金などについて増収となりましたが、上里中学校校舎棟改築事業などの終了により国庫支出金および地方債発行額が減額となった結果、歳入総額としては前年度から7億7,997万円の減額となりました。

町民の皆さんに納めていただいた税金や国・県からの支出金、地方交付税などの収入がどれくらいあつて、それらをどのように使ったのかについてお知らせします。

平成
26年度

歳入歳出決算

上里町会計別決算表

(単位：円)

会計名	歳入決算額	歳出決算額
一般会計	9,933,534,994	9,354,849,523
特別会計		
国民健康保険	3,766,104,413	3,533,499,834
介護保険	1,591,756,224	1,534,222,358
後期高齢者医療	211,809,982	209,978,070
農業集落排水事業	13,107,303	11,808,362

町有財産の状況

公有財産	土地	501,274㎡
	建物	74,956㎡
	出資による権利	4億3,519万円
債権	奨学資金貸付金など	2億 443万円
基金	財政調整基金など	33億4,851万円

上里町水道事業決算

(単位：円)

区分	収入決算額	支出決算額
収益的収入及び支出	576,374,172	489,368,227
資本的収入及び支出	160,600,000	483,494,820

※資本的収支不足額は、水道事業会計の内部留保資金などで賄っています。

上里町下水道事業決算

(単位：円)

区分	収入決算額	支出決算額
収益的収入及び支出	214,108,382	216,211,525
資本的収入及び支出	178,264,550	244,326,618

※資本的収支不足額は、下水道事業会計の内部留保資金などで賄っています。

上里町ふるさとまちづくり寄附金運用状況

(単位：円)

豊かで活力あるまちづくりに向けた貴重な財源として活用させていただきました。

事業内容	件数	金額
支えあえ、生きがいあふれる健康のまちづくり	1	1,000,000
安全で快適に暮らせるまちづくり	1	3,000
のびやかに学び楽しむまちづくり	1	50,454
その他地域づくりの推進まちづくり	1	36,072

町の借入金

(平成26年度末 借入残高)

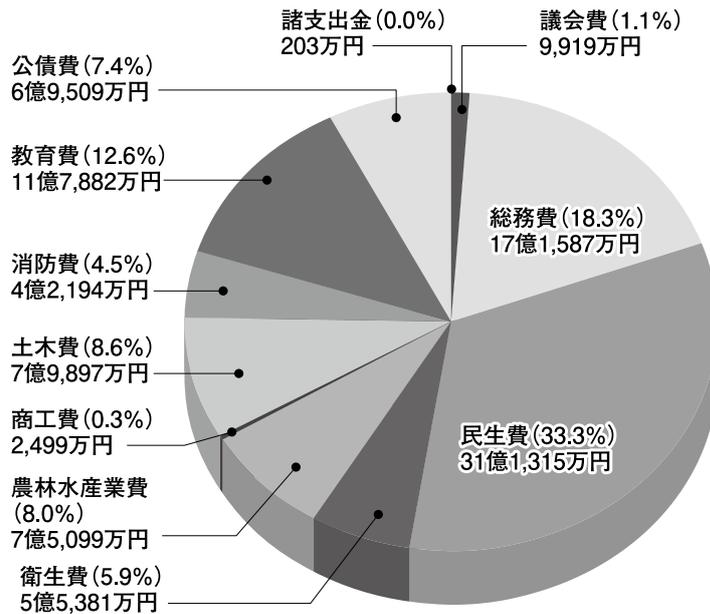
区分	借入額
総務債	4億8,210万円
民生債	1億4,281万円
農林水産業債	2億6,689万円
土木債	7億1,745万円
公営住宅債	1億8,051万円
消防債	1億3,412万円
教育債	15億6,968万円
住宅資金	196万円
その他	49億2,272万円
合計	84億1,824万円

主な事業と決算額

総務費	
交通安全対策事業	3,161万円
衆議院議員総選挙事業	935万円
民生費	
児童手当支給事業	5億6,807万円
こども医療費支給事業	1億1,973万円
臨時福祉給付金支給事業	5,510万円
子育て世帯臨時特例給付金支給事業	4,117万円
衛生費	
児玉郡市広域市町村圏組合清掃施設運営事業	2億1,067万円
予防対策事業	1億2,132万円
農林水産業費	
農業災害対策事業	6億1,895万円
土地改良推進事業	4,197万円
土木費	
上里スマートインターチェンジ整備事業(繰越事業を含む)	7,408万円
上里サービスエリア周辺地区道路整備事業	4,236万円
消防費	
児玉郡市広域市町村圏組合消防事業	3億8,415万円
災害対策事業(繰越事業を含む)	1,302万円
教育費	
上里中学校特別教室棟改築事業(繰越事業を含む)	3億6,553万円
本庄上里学校給食組合運営事業	1億5,540万円

一般会計歳出の内訳

歳出総額 93億5,485万円



歳出の特徴

歳出決算額は前年度(101億787万円)に比べ7.4%の減となりました。上里中学校校舎棟改築事業、町内小学校における空調設備設置工事および小学校体育館改修工事の終了、また、国営神流川沿岸土地改良事業負担金の支払いの完了により、前年度に比べ7億5,302万円の大幅な減額となりました。また、平成26年2月の雪害の影響による農業用ハウス等の復旧および解体に係る費用に対して補助を行うため、13億円を超える予算を計上しましたが、平成26年度内に事業の完了が見込まれないことから、平成27年度においても継続的に農業経営支援を実施することとしました。

健全化判断比率・資金不足比率

自治体の財政破たんを未然に防ぐための、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)に基づき、財政指標を公表します。各指標とも昨年同様に、すべての基準で下回っており、財政の健全が保たれていることを示しています。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	上里町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	赤字なし	14.50	20.00
連結実質赤字比率	赤字なし	19.50	30.00
実質公債費比率	10.6	25.0	35.0
将来負担比率	27.6	350.0	-

■ 公営企業における資金不足比率

(単位：%)

会計名	上里町	早期健全化基準
上里町水道事業	資金不足なし	20.00
公共下水道事業	資金不足なし	20.00
農業集落排水事業	資金不足なし	20.00

【用語解説】

実質赤字比率……標準財政規模に対する一般会計等の赤字の割合
 連結実質赤字比率……標準財政規模に対する町の全会計の赤字の割合
 実質公債費比率……標準財政規模に対する一般会計等の借入金返済額の割合
 将来負担比率……標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき負債の割合

※標準財政規模とは、地方税や普通交付税など通常経常的に収入される一般財源で、上里町は平成26年度 58億7,217万8千円です。

町民1人あたりの税額

122,105円

町民1人あたりに使われたお金

297,366円

内訳

議会費	3,153円
総務費	54,543円
民生費	98,959円
衛生費	17,604円
農林水産業費	23,872円
商工費	794円
土木費	25,397円
消防費	13,412円
教育費	37,472円
公債費	22,095円
諸支出金	65円

※平成27年3月31日現在の総人口 31,459人で計算

10月以降、「通知カード」が郵送されます!



『通知カード』は皆さんにマイナンバー（個人番号）をお知らせするもので、平成27年10月以降、住民票の住所宛に転送不要の簡易書留（世帯単位）で郵送されます。

『通知カード』は紙製のカードで、住民票に登録されている「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」と「マイナンバー（個人番号）」等が記載されており、透かし等の偽造防止技術も施されています。

住所や氏名等の変更があり『通知カード』表面の内容が変更になる場合は、裏面に変更後の内容を記載しますので、『通知カード』を町民福祉課町民係までお持ちください。

『通知カード』は大切なカードです。お手元に届きましたら紛失しないように保管してください。万一紛失した場合の再交付には手数料が必要となります。

※「個人番号カード」についての詳細は次号でお知らせします。

問合せ…町民福祉課 町民係 ☎35-1224



上段が「通知カード」です。切り取って大切に保管してください。切り取った下の部分は、「個人番号カード」の交付申請書になっています。

10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽の適正な維持管理と法定検査の受検で、きれいな川を守りましょう!

浄化槽の使用者には法律で次の3つが義務付けられています



川をよごさないきれいな水

- 浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化し、きれいな上澄みを消毒して流しています。維持管理を怠ると放流水の水質が悪化し、悪臭が発生します。浄化槽を適正に管理し、使用しましょう。
- 保守点検や清掃がきちんと行われないと、浄化槽は十分な機能を発揮できません。
- 法定検査(定期水質検査)は、浄化槽の放流水のチェックや保守点検、清掃が適正に行われているかを確認する重要な検査です。県の指定検査機関((一社)埼玉県浄化槽協会☎048-533-4700)に依頼してください。

問合せ…上下水道課下水道係 ☎35-1228

ストトップ！滞納

みなさんから納めていただいた町税は、安心して暮らしていくための行政サービスを充実させるのに必要な財源です。

この大切な町税は、大多数の方には納期限内に納めていただいています。一部の方で、残念ながら納税資力があがりながら納税が遅れている人もいます。そのため、当町を初め県内63市町村と埼玉県では、「滞納整理強化期間」を設け、滞納整理を強化していきます。

この期間中、町では集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行い、滞納の解消に向けた取り組みを積極的に進めていきます。町税が未納になっている方は、早めの納付をお願いいたします。

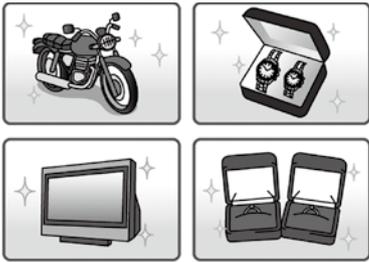
「滞納整理」とは…

納税者が納期限までに町税を納付しないときは、督促状、催告書等による納税の告知をし、差押えを中心とした滞納処分を行い、滞納を完結に導くことです。

「差押え」を行うと…

給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバッグ等）などの財産を個人で処分できなくなります。町では、差押えた財産は公売等により処分し、滞納の税金に充当します。

動産のイメージ図



不動産の差押から公売



勤務先調査



口座振替キャンペーン実施中！

町税の納付を口座振替に切り替えると500円分の上里町共通商品券をプレゼント。該当要件・対象者など詳しくは広報6月号をご覧ください。



今がチャンス！

納税推進コールセンターを開設しています

町では、町税が未納の方へ、委託民間会社から電話で早期の納付を呼びかけています。電話では必ず「上里町納税推進コールセンターの〇〇です」と名乗り、納め忘れの税目、期別、税額などを確認します。

コールセンターでは次のようなことは行いません

- ①直接現金を取りに伺う
- ②金融機関や口座を指定し、振込みを依頼する
- ③ATMによる振込み操作を指示する

納税相談窓口

休日開庁
夜間開庁のお知らせ

◆10月の開庁日

- 休日（午前8時30分～正午） **10月11日(日)**
- 夜間（午後8時まで） **10月26日(月)**

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）からお入りください。

町県民税第3期と国民健康保険税第4期の納期限は11月2日(月)です。税金のお納めには便利な口座振替をご利用ください。



窓口・問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121～1125)】